

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴う 関係告示の制定・改正案について(概要)

### 1. 背景

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 181 号。以下「改正令」という。）の施行等に伴い、関係する告示について、制定・改正する。

### 2. 概要

#### ○主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件（新設）

改正令による改正後の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 111 条第 1 項に規定する主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当することとする。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する居室であること。

- ① 床面積が 30 m<sup>2</sup>以下の居室（寝室、宿直室その他の就寝の用に供するものを除き、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた 2 室は、1 室とみなす。）であるもの
  - ② 避難階に存する居室（寝室、宿直室その他の就寝の用に供するものを除く。）で、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が 30m 以下であるもの
  - ③ 避難階の直下階又は直上階に存する居室（寝室、宿直室その他の就寝の用に供するものを除く。）で、当該居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第 123 条第 2 項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出口の一に至る歩行距離が 20m 以下であるもの
- (2) 令第 110 条の 5 に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

#### ○通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件（新設）

別紙に示す。

#### ○警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（新設）

令第 112 条第 18 項ただし書に規定する警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する建築物の部分（ホテル、旅館、児童福祉施設等（令第 115 条の 3 第 1 号に規定するものをいい、通所のみにより利用されるものに限る。）、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する部分に限る。以下「特定部分」

という。)及び当該部分に隣接する部分(特定部分と同一の階にあるものに限る。)(法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)若しくは児童福祉施設等(令第115条の3第1号に規定するものをいい、通所のみにより利用されるものを除く。以下同じ。)の用途に供するものを除く。)に令第110条の5に規定する構造方法を用いる警報設備(自動火災報知設備に限る。)が同条に規定する設置方法により設けられていることとする。

### ○通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件(新設)

令第126条の2第2項第2号に規定する通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさない建築物の2以上の部分の構造方法は、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 当該2以上の部分が「通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件」(別紙)に規定する基準に適合する部分(以下「特定空間部分」という。)に接していること。
- (2) 特定空間部分が、天井面から以下の式によって計算した長さ以上下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもの(不燃材料で造り、又は覆われたものに限る。)でその他の部分と区画されていること。

$$L = \frac{0.09Q - 0.17E}{\sqrt{A_r - 0.25\sqrt{A_r}}}$$

この式において、L、Q、E及び $A_r$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 垂れ壁の長さ(単位 m)

Q 特定空間部分における1秒間当たりの発熱量(単位 kW)※

※「通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件」(別紙)に規定する特定空間部分における1秒間当たりの発熱量

E 特定空間部分における排煙量(単位  $\text{m}^3/\text{分}$ )

$A_r$  特定空間部分の床面積(単位  $\text{m}^2$ )

### ○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の定める件(新設)

令第128条の5第7項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次の(1)から(4)のいずれかに該当するものとする。

- (1) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分
- (2) スプリンクラー設備等を設けた建築物の部分(天井(天井のない場合においては、屋根。

以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)を準不燃材料でしたものに限る。)(内装の制限を受ける調理室等(令第128条の4第4項に規定するものをいう。以下同じ。)を除く。)

(3) 次の①及び②に掲げる基準に適合する建築物の部分(法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所若しくは児童福祉施設等の用途に供さない居室に限り、内装の制限を受ける調理室等を除く。以下「当該居室部分」という。)(当該居室部分と当該居室部分以外の部分とが間仕切り壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(当該居室部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあっては令第112条第12項に規定する十分間防火設備。)で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。)

① 当該居室部分の天井の高さが3m以上であること。

② 当該居室部分の床面積が100㎡以下であること。

(4) 次の①から④までに掲げる基準に適合する建築物の部分(法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所若しくは児童福祉施設等の用途に供さない居室に限り、内装の制限を受ける調理室等を除く。)

① スプリンクラー設備等を設けていること。

② 当該部分を含む建築物の延べ面積が500㎡以下であること。

③ 令第110条の5に規定する構造方法を用いる警報設備(自動火災報知設備に限る。)が同条に規定する設置方法により設けられていること。

④ 避難階又は避難階の直上階にあって、当該部分の各居室に屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。)(当該部分の各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該部分の各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

#### ○遊戯施設の客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれがない客席部分の構造方法を定める件(新設)

令第144条第1項第3号ロに規定する遊戯施設の客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない客席部分の構造方法は、下表に定める身長等の人が、次の(1)から(4)までの場合に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める範囲内で、他の構造部分(※)に触れることがないようにすることとする。

(1) 身体保持装置(シートベルトその他の客席部分にいる人が当該部分から落下することを防止する装置をいう。以下同じ。)のうち、身体に密着し、かつ、座席に対して固定度の高いもの(以下「ハーネス等」という。)を設ける場合 身体を前方向及び横方向に傾斜させないで手又は足を伸ばした範囲に10cmを加えた範囲内

(2) ハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが50cm以上の側壁等を設ける場合 身体を前方向に0°から70°まで傾斜させ、かつ、横方向に傾斜させないで手又は足を伸ばした範囲に10cmを加えた範囲内

(3) ハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが50cm未満の側壁等を設ける場

合 身体を前方向に0° から 70° まで傾斜させ、かつ、横方向に0° から 45° まで傾斜させて手又は足を伸ばした範囲に 10cm を加えた範囲内

(4) (1)から(3)までに掲げる以外の場合 実況に応じた範囲内

※ 以下の①又は②のいずれかに該当する部分であり、かつ、客席部分との隙間に手又は足が挟まれないようにするための措置を講じたものを除く。

① 客席部分の速度を時速 5 km 以下とする区間に存する他の構造部分

② 客席部分の速度を時速 10km 以下とする区間に存する他の構造部分で、緩衝材で覆う等の衝撃を軽減するための措置を講じたもの

表 (単位 cm)

身長	肩峰高	座高	座位肩高	座位肘高	上肢長	股下高
187.2	154.6	97.4	65.3	25.5	77.9	88.9

### ○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）の一部改正

定期調査報告における調査及び定期点検における点検の対象として法に基づき設置された警報設備を追加し、以下の調査等を行うこととするほか、所要の改正を行うこととする。

(1) 警報設備の設置の状況について、目視及び設計図書等により、令第 110 条の 5 の規定に適合していることを確認する。ただし、6 月以内に実施した消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。

(2) 警報設備の作動の状況について、各階の警報設備が作動することを確認する。ただし、6 月以内に実施した消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。

○その他の建築基準法関係告示において、所要の規定の整理を行う。

※ 避難安全検証法関係告示の制定・改正案に関する意見募集については、別途実施することとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 2 年 3 月

施行 令和 2 年 4 月 1 日